明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働二八）　一

省令

○厚生労働省令第二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二百三十五号中「。」の下に「及びミトラガイナ　スペシオーサ（ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）」を加え、同号を第二百四十号とし、第百八十三号から第二百三十四号までを五号ずつ繰り下げ、第百八十二号を第百八十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

百八十六　（E）－メチル＝二－［（二S・三S・七aS・十二bS）－三－エチル－七a－ヒドロキシ－八－メトキシ－一・二・三・四・六・七・七a・十二b－オクタヒドロインドロ［二・三－a］キノリジン－二－イル］－三－メトキシアクリラート及びその塩類

百八十七　（E）－メチル＝二－［（二S・三S・十二bS）－三－エチル－八－メトキシ－一・二・三・四・六・七・十二・十二b－オクタヒドロインドロ［二・三－a］キノリジン－二－イル］－三－メトキシアクリラート及びその塩類

第一条中第百八十一号を第百八十四号とし、第百四十九号から第百八十号までを三号ずつ繰り下げ、第百四十八号を第百五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十一　二－（四－フルオロフェニル）－三－メチルモルフォリン及びその塩類

第一条中第百四十七号を第百四十九号とし、第百三十三号から第百四十六号までを二号ずつ繰り下げ、第百三十二号を第百三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十四　N－（二－フェニルプロパン－二－イル）－一－［（テトラヒドロ－二H－ピラン－四－イル）メチル］－一H－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類

第一条中第百三十一号を第百三十二号とし、第百二十三号から第百三十号までを一号ずつ繰り下げ、第百二十二号の次に次の一号を加える。

百二十三　二－｛［ビス（四－フルオロフェニル）メチル］スルフィニル｝アセトアミド及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。